【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

四八円取フノール舟(十六)		人	
個人情報ファイルの名称	児童扶養手当ファイル (児童扶養手当請求受付・認定 (却下) ほか関係事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課		
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当支給事務における に利用する。	児童扶養手当支給事務における認定審査・支給状況確認のため に利用する。	
記録項目	1申請者情報、2児童情報、3世帯員情報 4所得情報、5口座情報、6電話番号		
記録範囲	児童扶養手当認定請求書を提出	した受給者、児童、世帯員	
記録情報の収集方法	本人、住民情報システム(住民票、課税情報)、他市町村(情報 提供ネットワークシステム)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

		人及队 1月 (人)及红	
個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金ファイル (低所得者の 子育て世帯生活支援特別給付金支給事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課	子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給のために利用する。		
記録項目	1申請者情報、2児童情報、3口座情報、4支給に関する情報		
記録範囲	給付金支給者、児童、扶養義務	者	
記録情報の収集方法	本人、住民情報システム(住民票、課税情報)、他市町村(情報 提供ネットワークシステム)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

【課名・係名】子育で	文援課・子育て文援地	
子ども医療費ファイル (子ども医療費助成交付金申請受付・交付決定 (却下) 事務)		
銚子市長		
子育て支援課		
子ども医療費助成の申請等の資	格認定等のために利用する。	
1 受給券番号、2 保護者情報、3 口座情報、4 電話番号、 5 所得情報、6 児童情報、7 世帯員情報、8 加入保険情報		
子ども医療費助成の申請等の提出をした者(申請者・児童・世 帯員)		
本人、住民情報システム(住民票)、他市町村(情報提供ネット ワークシステム)、所得課税証明書		
含む		
_		
(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室		
(所在地)〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
_		
☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □無		
非該当		
(実施なし)		
_		
	子ども医療費ファイル (子ども 付決定 (却下)事務) 銚子市長 子育て支援課 子ども医療費助成の申請等の資 1 受給券番号、2 保護者情報、7 子ども医療費助成の申請等の提 帯員) 本人、住民情報システム (住民ワークシステム)、所得課税証明 含む 一 (名 称)銚子市役所 総務課 (所在地)〒288-8601 千葉県 一 ②法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ②有 □無 非該当 (実施なし) (実施なし)	

【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

		人及K 1月 (人及好	
個人情報ファイルの名称	子ども医療費ファイル(子ども医療費助成交付金申請受付・交付決定(却下)事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課		
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費助成交付金の申請受付・交付決定のために利用する。		
記録項目	1 受給券番号、2 保護者情報、3 児童情報、4 加入保険情報、5 口座情報、6 診療報酬情報、7 受診医療機関等情報		
記録範囲	子ども医療費助成交付申請の提出をした者(申請者・児童)		
記録情報の収集方法	申請者		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町1-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当 口無		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

		人及K 1月 (人及好	
個人情報ファイルの名称	子ども医療費ファイル (子ども医療費負担金支払事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課		
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費助成の診療報酬支払のために利用する。		
記録項目	1 受給券番号、2 診療報酬情報、3 受診医療機関等情報 4 受診者情報		
記録範囲	子ども医療費助成の対象で医療	子ども医療費助成の対象で医療機関等を受診した児童	
記録情報の収集方法	千葉県国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

個人情報ノアイル溥(単宗)	【碟名・除名】 丁育(文援課・子育で文援班	
個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費等ファイル (ひとり親家庭等医療費等助成申請受付・給付決定(却下)事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課		
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費等助成交付金の申請受付・交付決定のために利用する。		
記録項目	1受給者番号、2受給者情報、3加入保険情報、 4受診医療機関情報、5診療報酬情報、6口座情報		
記録範囲	ひとり親家庭等医療費等助成申請書の提出をした者(申請者・ 受診者)		
記録情報の収集方法	本人、住民情報システム(住民票、課税情報)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地			
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定	(所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
による特別の手続等	_		
	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
個人情報ファイルの種別	政令第21条第7項に該当する ファイル ☑ 有 □無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

		人及K 1月 (人及好	
個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費等ファイル (ひとり親家庭等医療費等助成申請受付・受給券又は資格認定通知書交付事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課		
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費等助成る。	受給資格認定等のために利用す	
記録項目	1受給者番号、2受給者情報、3児童情報 4加入保険情報、5世帯員情報、6所得情報		
記録範囲	ひとり親家庭等医療費等助成受 新)申請書の提出をした者(申	給資格認定及び受給券交付(更 請者・児童・世帯員)	
記録情報の収集方法	本人、住民情報システム(住民	本人、住民情報システム(住民票、課税情報)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

【課名・係名】子育て支援課・子育て支援班

個人は我クラール等(十六)	THAND NAD 1 H C	人	
個人情報ファイルの名称	児童手当ファイル (児童手当支給ほか関係事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課		
個人情報ファイルの利用目的	児童手当支給事務における認定 用する。	児童手当支給事務における認定審査・支給状況確認のために利 用する。	
記録項目	1 受給者情報、2 配偶者情報、3 児童情報、4 所得情報、5 支給支払情報、6 口座情報、7 電話番号		
記録範囲	児童手当認定請求書を提出した	受給者、配偶者、児童	
記録情報の収集方法	本人、住民情報システム(住民票、所得情報)、他市町村(情報 提供ネットワークシステム)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	I	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_		
備考			

個人情報ファイル簿 (単票) 【課名・係名】子育て支援課・保育班

四八月取ノアイル海(千宗)	【味名·保名】丁月(又饭味·休月虹	
個人情報ファイルの名称	銚子市私立保育所児童処遇改善事業費補助金対象児童名簿	
行政機関等の名称	銚子市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	保育所から提出された申請が、当該補助金の対象となる児童か 判断するために利用する。	
記録項目	1 児童氏名、2 児童住所、3 児童生年月日、4 児童年齢、 5 保護者氏名、6 申請者氏名	
記録範囲	児童、保護者、施設代表者	
記録情報の収集方法	補助金を申請する私立保育園	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル) □ で ○ 単 □ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	_	
備考		

【課名・係名】子育て支援課・保育班

	THYSH NISH I H C	人 版	
個人情報ファイルの名称	子ども子育てファイル (放課後児童クラブ入所承認申請受付・ 決定関係事務)		
行政機関等の名称	銚子市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課		
個人情報ファイルの利用目的	放課後児童クラブ入所決定事務、放課後児童クラブ使用料徴収 事務を行うために利用する		
記録項目	1 申請情報、2 児童情報、3 世帯員情報、4 課税情報 5 口座情報、6 調定情報、7 収納情報、8 電話番号		
記録範囲	「放課後児童クラブ入所承認申請書」を提出した児童、保護者、 世帯員		
記録情報の収集方法	本人、住民情報システム(住民票、課税情報)、他市町村(情報 提供ネットワークシステム)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当する ファイル☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)		
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨			
備考			

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】子育て支援課・保育班

		人 版
個人情報ファイルの名称	子ども子育てファイル(保育所入退所事務)	
行政機関等の名称	銚子市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	申込みのあった保育所等の入所決定、保育の必要性の認定、入 所児童の住所・氏名変更等の異動を管理するために利用する。	
記録項目	1 申請情報、2 児童情報、3 世帯員情報、4 就労等の保育 が必要な理由に関する情報	
記録範囲	児童、保護者、世帯員	
記録情報の収集方法	保護者、住民情報システム(住民票)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含む	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室	
	(所在地)〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	I
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_	
備考		

【課名・係名】子育て支援課・保育班

		人 版
個人情報ファイルの名称	子ども子育てファイル(保育料決定・徴収事務)	
行政機関等の名称	銚子市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	保育料の決定、口座振替による徴収のために利用する。	
記録項目	1 申請情報、2 児童情報、3 世帯員情報、4 課税情報、5 口座情報、6 調定情報、7 収納情報	
記録範囲	児童、保護者、世帯員	
記録情報の収集方法	保護者、住民情報システム(住民票、課税情報)、他市町村(情報提供ネットワークシステム)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☑有 □無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)	
一行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨		
備考		

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】子育て支援課・保育班(各保育所)

【 【
入所児童名簿(保育所運営事務)
銚子市長
子育て支援課
入所児童の基本情報及び連絡先を管理し、緊急時に連絡がつく ようにするために利用する。
1 児童氏名、2 児童生年月日、3 保護者氏名、4 職業、 5 住所、6 連絡先、7 保育利用状況
児童、保護者
保護者、福祉総合システム
含まない
_
(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室
(所在地)〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1
_
☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル□無
非該当
(実施なし)
(実施なし)
(実施なし)
(実施なし)
_

個人情報ファイル簿(単票) 【課名・係名】子育て支援課・保育班(各保育所)

	【城石
個人情報ファイルの名称	保育要録(保育所児童保育要録作成送付事務)
行政機関等の名称	銚子市長
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	子育て支援課
個人情報ファイルの利用目的	保育所保育指針により必須となった、全ての入所児童について 就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料として「保 育所児童」を送付する。
記録項目	1 児童氏名、2 児童生年月日、3 児童住所、4 保護者氏名、 5 保護者住所、6 保育に関する記録
記録範囲	児童、保護者
記録情報の収集方法	保護者、保育士
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない
記録情報の経常的提供先	入所児童の就学先の小学校
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称) 銚子市役所 総務課 総務室 (所在地) 〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1
 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	_
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☑有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	_
備考	